

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び獨協学園（以下「学園」という。）公益通報者保護に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、獨協大学（以下「本学」という。）における組織的又は個人的な法令違反行為に関する公益通報及び相談（以下「通報等」という。）の適正な処理の仕組みに関する必要事項を定め、公益通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）を保護するとともに、本学における法令違反行為の早期発見及び是正を図ることを目的とする。

（通報者等）

第2条 この規程における通報者等とは、本学と雇用関係にある教職員、派遣労働者及び取引先の労働者並びに本学に在籍する大学院生及び学生のうち本学と雇用関係にある者とする。

（保護責任者）

第3条 本学に公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置く。

2 事務局長は、前項の保護責任者となる。

3 保護責任者は、本学における通報者等の保護に関する事務を総括する。

（通報等の窓口）

第4条 規則第3条で規定される通報等の窓口は、本学においては総務部総務課とする。

（通報等の方法）

第5条 通報者等は、第1条に規定する通報等を書面、面談、電話又は電子メールにより、実名で行うものとする。

2 通報者等は、書面又は面談による通報等をする場合には、様式第1号に必要事項を記入するものとする。

3 通報者等から第1項の通報等を電話又は電子メールで受けた場合には、第4条の窓口担当者は様式第1号に通報等の内容を記入して書類を調えるものとする。

（通報者等の義務）

第6条 通報者等は、不正の利益を得る目的又は本学若しくは第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって通報等を行ってはならない。

2 前項の目的をもって通報等を行った場合には、学長は当該通報者等に対し、法令、就業規則、その他の諸規程に基づき処分を行うことができる。

（公益通報委員会）

第7条 本学に、規則第7条の規定に基づき、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、本学と雇用関係のある教職員で学長が任命した者3名、外部委員（弁護士、公認会計士その他専門性を有する外部有識者をいい、本学、被通報者及び通報者等と直接の利害関係を有しない者）で学長が任命した者1名、総合企画部長及び総務部長で構成する。

3 総合企画部長は委員長となる。

4 委員長は、委員会を統括する。

5 総務部長は副委員長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、委員長を代行する。

7 通報等が専門性の高い内容である場合には、委員長は委員会の審議を経て、専門家を委員会に陪席させることができる。

（通報等への対応）

第8条 保護責任者は、第1条に規定する通報等を受けた場合には、委員会に調査の必要性の判断及び事実関係の調査を依頼するものとする。

2 前項の依頼した場合には、保護責任者は通報者等に対し、その旨を通知するものとする。ただし、通報者等の連絡先が明らかでない場合には、この限りでない。

（委員会の検討及び調査事項）

第9条 前条に定める依頼に基づき、委員会は調査の必要性を検討し判断するものとする。

- 2 前項の規定により検討した結果、調査の必要性が明らかであると判断した場合には、委員会は調査計画を策定し、速やかに調査を実施するものとする。
- 3 前項の調査を開始した場合には、委員会委員長（以下「委員長」という。）は保護責任者に対し調査を開始したことを報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた場合には、保護責任者は通報者等に対して、調査が開始されたことを通知するものとする。ただし、通報者等の連絡先が明らかでない場合には、この限りでない。

（委員会の義務）

第10条 委員会は、調査対象部門及び調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えてはならない。

- 2 委員会は、常に公平不偏の態度を保持し、通報等に関連する事実について調査をしなければならない。
- 3 委員会構成員は、通報者等の個人情報及び調査の結果知りえた個人情報について、本人の同意がある場合を除き、秘密を保持しなければならない。
- 4 委員会構成員は、その職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。
- 5 委員会構成員は、退職、異動その他の理由により職務を離れた場合であっても前項に規定する守秘義務を遵守しなければならない。

（調査への協力）

第11条 本学と雇用関係にある教職員及び派遣労働者並びに本学に在籍する大学院生及び学生のうち本学と雇用関係にある者は、前条第2項の調査に協力しなければならない。

- 2 委員会は、取引先の労働者に対して、前条第2項の調査について協力を求めることができる。

（調査結果の報告等）

第12条 委員長は、第9条第1項及び同条第2項の検討並びに調査結果を保護責任者に報告しなければならない。ただし、第9条第1項に規定する検討を行った結果、委員会が調査の必要性がないと判断した場合には、同条第1項の検討結果を保護責任者に報告するものとする。

- 2 前項の調査結果により、通報等の事実が明らかとなった場合には、委員会は適切な是正措置及び再発防止策を策定するものとする。
- 3 前項の是正措置及び再発防止策を策定した場合には、委員長は保護責任者に報告しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の報告を受けた場合には、保護責任者は学長に報告するものとする。
- 5 第1項及び第3項の報告を受けた場合には、保護責任者は通報者等に対し、調査結果並びに是正措置及び再発防止策について通知するものとする。ただし、通報者等の連絡先が明らかでない場合には、この限りでない。

（是正措置等の実施）

第13条 学長は、保護責任者の報告に基づき、前条第2項の是正措置及び再発防止策を実施するものとする。

- 2 学長は、保護責任者の報告に基づき、通報等の事実が明らかな場合には、通報等の事実に関与した本学と雇用関係にある教職員及び派遣労働者並びに本学に在籍する大学院生及び学生のうち本学と雇用関係にある者に対して、法令、就業規則、その他の諸規程に基づき処分を行うことができる。

（通報者等の保護）

第14条 本学は、通報等を行ったことを理由として、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 学長は、通報等を行ったことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、通報者等に対して不利益な取扱い又は嫌がらせを行った本学と雇用関係にある教職員及び派遣労働者並びに本学に在籍する大学院生及び学生のうち本学と雇用関係にある者に対して、法令、就業規則、その他の諸規程に基づき処分を行うことができる。

（守秘義務）

第15条 第4条に規定する窓口の職員及び委員会構成員、第7条第7項に基づいて陪席した専門家並びに第13条第1項の規定に基づいて実施した是正措置及び再発防止策に関わった者は、通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 前項に規定する者は、退職、異動その他の理由により職務を離れた場合であっても前項に規定す

る守秘義務を遵守しなければならない。

- 3 第1項又は前項の規定に違反した者に対して、学長は、法令、就業規則、その他の諸規定に基づき処分を行うことができる。

(アフターケア)

第16条 学長は、第13条第1項に規定する是正措置及び再発防止策を実施した後に、通報者等に対して、通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するものとする。

- 2 学長は、法令違反行為の再発の有無並びに第13条第1項に規定する是正措置及び再発防止策の有効性を適宜確認するものとする。

(所管)

第17条 この規程の所管は、総務部総務課とする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、全学教授会の審議を経て学長が行う。

附 則 (平成21年規程第16号)

- 1 この規程は、平成21年8月3日から施行する。

附 則 (平成26年規程第14—38号)

- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第3号)

- 3 この規程は、平成27年3月11日から施行する。

様式第1号